

民間投資促進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、宮城県と県内沿岸15市町が共同申請を行った「宮城県民間投資促進特区」が認定を受けたことに伴い、仙台市内の特定復興産業集積区域（蒲生北部地区）において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられます。

・民間投資促進特区（ものづくり産業） 令和6年4月1日認定（宮城県、県内沿岸15市町共同申請）

1. 対象事業

特定復興産業集積区域内（蒲生北部地区）において、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合）

2. 税制上の特例措置

【国税】

選択適用	特別償却 ／ 税額控除 (法37条)	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。			
		特別償却		税額控除	
		取得等時期 資産等区分	R6.4.1 ~ R8.3.31	取得等時期 資産等区分	R6.4.1 ~ R8.3.31
		機械装置	50% (45%)	機械装置	15% (14%)
		建物・構築物	25% (23%)	建物・構築物	8% (7%)
		選択適用			
	法人税 特別控除 (法38条)	被災雇用者等に対する給与等支給額の10% (9%) を税額控除できます。(指定を受けた日から5年間) () 内は、令和7年度に指定を受けた場合。 ※ 税額控除は法人税額の20%が限度。			
	研究開発 税制 (法39条)	開発研究用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除ができます。			
		特別償却		税額控除	
		R6.4.1 ~ R8.3.31		R6.4.1 ~ R8.3.31	
		中小企業者等	50% (45%)	大学等との共同開発	30%
		中小企業者等以外	34% (30%)	ベンチャー等との共同研究	25%
				その他の者との共同研究等	20%
		() 内は、令和7年度に取得等した場合。 ※ 上記二種の選択適用の特例と併せて適用可能。			

【地方税】施設または設備の新設または増設をした場合に、施設等に係る下記の課税が免除になります。

課税免除

県税 ●事業税 ●不動産取得税

市税 ●固定資産税 ●都市計画税

※ 上記国税の特例のうち、特別償却／税額控除もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限りです。

3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、**令和8年3月31日までに仙台市から指定を受ける必要があります。**その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

4. お問い合わせ

仙台市経済局イノベーション推進部産業集積推進課

住所：青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビルディング9階）

電話：022-214-8245 FAX：022-214-8321 e-mail：kei008040_13@city.sendai.jp